

秘密保全のための体制づくり、サポートします。

1 なぜ必要？

防衛省・自衛隊との間で「秘密の保全（又は保護）に関する特約」を伴う契約を結んだ企業及びその下請負の皆様には、その特約条項の規定と「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」の定めるところにより、秘密保全のための体制を整える必要があります。それには関連する防衛省の規則や秘密の取扱業務に関する専門的知識が必要不可欠です。

私ども防衛基盤整備協会が豊富な経験をもとにその体制づくりをお手伝いします。

2 「秘密の保全（又は保護）に関する特約」とは？

防衛省との装備品等の調達契約などにおいて、防衛省の定める「秘密（省秘）」「特定秘密」又は「特別防衛秘密」の情報が含まれる場合に適用される秘密の保全又は保護（以下、保全等という。）のために必要な措置を規定したものです。

 **BSK** 公益財団法人 **防衛基盤整備協会**
DEFENSE STRUCTURE IMPROVEMENT FOUNDATION



3 体制づくりが求められる企業とは？

- ⇒ 防衛省と「秘密の保全等に関する特約」を伴う契約を締結した企業
 - ⇒ 防衛省と「秘密の保全等に関する特約」を伴う契約を締結した企業の下請負で当該秘密情報を取り扱う企業
 - ⇒ 防衛省が企画する「秘密の保全等に関する特約」を伴う事業に対して入札を予定している企業
 - ⇒ 防衛省において、入札前に秘密情報の含まれる仕様書等の閲覧を希望する企業
- などが対象となります。

4 どのような体制づくりが求められますか？

「秘密」を適切に管理するために、特約条項の規定と「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」に基づき、以下の体制を構築します。

- 秘密保全管理組織・役職の編制
- 防衛省関連規則に基づく社内規則の制定
- 秘密保全施設、保全外部区域の設置
- 秘密保全システムの構築（必要な場合）
- 保全教育実施体制の整備



5 体制づくり支援のプロセスは？

Step 1 : 「基礎体制構築支援」

- ①現状調査
- ②規則等の作成
- ③秘密保全施設等の設置
秘密保全施設の構築基準の周知
- ④秘密保全システムの構築



Step 2 : 「実務実施体制構築支援」

- ①教育
- ②計画作成要領・報告要領
 - ・教育計画等の作成
 - ・防衛省への報告要領、提出資料等の提示



Step 3 : 「運用体制構築支援」

- ①秘密保全検査要領の確認
- ②運用体制の確認
 - ・記録、簿冊の記入要領の助言、確認
 - ・事故発生時の報告体制の助言、確認
 - ・秘密保全システムの設定状況の確認



Step 4 : 「認定書の交付」



6 体制づくり支援チームは？

◆ 経験豊富なスタッフによる支援チームを編成

◆ 支援チームスタッフの力量

- 秘密保全管理者、保全責任者等の経験者
- 保全講習教育実務経験2年以上

※ 秘密保全の業務について経験豊富な防衛省OB（自衛官）が担当します。

7 支援項目及び基本料金は？

防衛調達に係る秘密保全のための体制づくり等の支援項目は、新規に体制を構築する「体制づくりの支援」と体制構築後の保全業務を支援する「運用の支援」があります。

◆ 秘密保全のための体制づくりの支援

- 料 金：情報システムなし：50万円（税抜）
情報システムあり：80万円（税抜）
- 期 間：概ね6か月

◆ 秘密保全業務の運用の支援

- 料 金：情報システムなし：20万円（税抜）
情報システムあり：30万円（税抜）
- 期 間：1年間

※ 旅費等：1回あたり1万円以上の旅費は、実費を請求させていただきます。

8 過去の支援実績は？

令和2年度実績

秘密保全の体制づくり支援：4件

秘密保全の運用・管理支援：5件

令和3年度実績

秘密保全の体制づくり支援：1件

秘密保全の運用・管理支援：3件

令和4年度実績

秘密保全の体制づくり支援：6件

秘密保全の運用・管理支援：5件

令和5年度実績

秘密保全の体制づくり支援：7件

秘密保全の運用・管理支援：5件

(公財)防衛基盤整備協会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 15-9 (ラボ東京ビル7階)

第2事業部 業務第1課 (旧情報セキュリティ部情報セキュリティ支援課)

課長 上野

担当者 五十嵐、加納、朝田、遠藤、間野

Tel: 03-3358-8704 Fax: 03-3358-8735

E-Mail : infor-secu@bsk-z.or.jp